



福岡リート投資法人

各 位

2018年4月12日

不動産投資信託証券発行者名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
代表者名 執行役員 松雪 恵津男  
(コード番号: 8968)

資産運用会社名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
株式会社福岡リアルティ  
代表者名 代表取締役社長 松雪 恵津男  
問い合わせ先 財務部長 田村 圭志  
TEL. 092-272-3900

#### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

福岡リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2018年5月24日に開催する本投資法人の第8回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の内容及び理由

- (1) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです。（変更案第9条関係）
- (2) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬につき、資産を譲渡した場合に支払う報酬として、運用報酬5を新設するものです。（変更案（別紙））

#### 2. 役員選任について

執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び川庄康夫の各氏は、2018年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員松雪恵津男、監督役員新道弘康及び川庄康夫の各氏の選任（再任）についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員江口彰及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任（再任含む）にかかる議案を提出いたします。

（役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第8回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

#### 3. 本投資主総会に関する日程

- 2018年4月12日 本投資主総会提出議案の役員会承認
- 2018年5月2日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
- 2018年5月24日 本投資主総会（予定）

【別紙】第8回投資主総会招集ご通知

以上

\*本資料の配布先

兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、福岡経済記者クラブ、福岡証券金融記者クラブ  
\*本投資法人ウェブサイトの URL <http://www.fukuoka-reit.jp>

(証券コード 8968)

2018年5月2日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号

福岡リート投資法人

執行役員 松雪恵津男

## 第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年5月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2018年5月24日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区住吉一丁目2番82号<br>グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです。（変更案第9条関係）
- (2) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬につき、資産を譲渡した場合に支払う報酬として、運用報酬5を新設するものです。（変更案（別紙））

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会	第3章 投資主総会
<p>（投資主総会の頻度）</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、<u>平成28年</u>5月15日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の5月15日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>	<p>（投資主総会の頻度）</p> <p>第9条 本投資法人の投資主総会は、<u>2016年</u>5月15日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の5月15日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>(記載省略)</p> <p>①～④ (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>(現行どおり)</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ <u>運用報酬 5</u></p> <p><u>運用資産を譲渡した場合、当該資産の譲渡価額（不動産の場合、土地・建物一体の譲渡価額をいい、複数の不動産が同時に譲渡される場合はそのそれぞれの譲渡価額とする。また、譲渡された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1円未満切捨）を、譲渡日の属する月の翌月末までに支払う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 500億円以下の部分に対して、0.5%</u></li> <li><u>（ただし、利害関係者への資産の譲渡については、0.25%）</u></li> <li><u>・ 500億円超の部分に対して、なし</u></li> </ul>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松雪恵津男は、2018年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2018年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第23条の定めにより、2018年5月29日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2018年4月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
<p>松 雪 恵 津 男 (1955年8月5日生)</p>	<p>1980年4月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 2004年6月 同行人事部 参事役 2005年4月 同行管理部長 2006年7月 福岡地所株式会社出向 開発事業本部副本部長 2009年7月 福岡地所株式会社入社 同社執行役員 開発事業本部副本部長兼ビル事業部長 2010年8月 同社執行役員 経理部長兼総務部・財務部担当 2011年6月 株式会社福岡リアルティ常務取締役企画部長 2012年1月 福岡地所株式会社常務執行役員 2012年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長（現職） 2014年5月 福岡リート投資法人執行役員（現職）</p>

- ・ 執行役員候補者松雪恵津男は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・ 本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員新道弘康及び川庄康夫は、2018年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2018年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第23条の定めにより、2018年5月29日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	新道弘康 (1945年3月6日生)	1973年4月 弁護士登録 1985年4月 九州弁護士連合会事務局長 1986年4月 新道法律事務所開設(現職) 1990年4月 九州弁護士連合会広報委員長 1996年4月 福岡県弁護士会懲戒委員 2004年7月 本投資法人監督役員 2006年7月 本投資法人監督役員退任 2010年11月 本投資法人監督役員(現職)
2	川庄康夫 (1947年1月11日生)	1980年8月 公認会計士・税理士登録 1981年1月 川庄公認会計士事務所開設(現職) 1987年12月 株式会社クリエイティブ マネージメント コンサルタンツ設立(現職) 1993年2月 株式会社福岡県人事研究所(現KS人事研究所)設立(現職) 2016年5月 本投資法人監督役員(現職) 2016年6月 ビジネス・ワンホールディングス株式会社監査役(現職)

- ・ 本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。



#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2018年5月29日より2年間とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2018年4月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
江口 彰 (1957年5月19日生)	1982年4月 株式会社奥村組入社 1989年3月 福岡地所株式会社入社 同社住宅事業部 2002年7月 同社建築部次長 2005年10月 同社建築部部長 2010年8月 同社執行役員 建築部担当 2012年6月 同社常務執行役員 建設部担当 2017年6月 株式会社福岡リアルティ入社 同社企画部長 2017年6月 同社専務取締役企画部長 (現職)

- ・補欠執行役員候補者江口彰は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの専務取締役企画部長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における監督役員の就任日である2018年5月29日より2年間とします。

補欠監督役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
三嶋良英 (1969年4月12日生)	1994年10月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 1998年8月 アーサーアンダーセン宇野絃一税理士事務所(現 KPMG 税理士法人) 入所 1999年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所 2000年5月 公認会計士登録 2007年5月 公認会計士三嶋良英事務所開設(現職) 2007年8月 税理士登録 2009年6月 株式会社ジャルコ 監査役 2010年6月 同社取締役(現職) 2011年10月 JALCOホールディングス株式会社 取締役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。

#### <参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以上

## 第8回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
TEL 092-282-1234  
グランド・ハイアット・福岡  
2階 サボイ



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。